

山口県監査委員条例

昭和39年3月26日

山口県条例第16号

最終改正 令和2年3月17日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員について必要な事項を定めるものとする。

(議員のうちから選任される監査委員の数)

第2条 議員のうちから選任される監査委員の数は、2人とする。

(常勤の監査委員の数)

第3条 法第196条第4項の規定により常勤とする監査委員の数は、1人とする。

(代表監査委員)

第4条 法第199条の3第1項に規定する代表監査委員は、監査委員の合議により決定するものとする。

(定期監査の通知)

第5条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査をしようとするときは、監査を実施する日前14日までに、監査をしようとする知事の事務部局の各課及び各出先機関、山口県企業局、各行政委員会の事務局等（以下「監査対象箇所」という。）の長にその期日を通知するものとする。ただし、特別の理由があるときは、当該期間を短縮することができる。

(例月出納検査の期日)

第6条 法第235条の2第1項の規定による現金の出納の検査は、毎月28日に行なうものとする。ただし、特別の理由があるときは、その期日を変更することができる。

(知事等の検査結果の報告)

第7条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる検査をしたときは、速やかにその結果を監査委員に報告するものとする。

知 事	会計管理者	山口県公営企業管理者
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条の2本文の規定により行なう地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第1項の規定による検査	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第168条の4第1項の規定による検査	地方公営企業法施行令第22条の5第1項の規定による検査

第8条 法第75条第5項、第198条の4第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第199条第9項から第11項まで及び第13項から第15項まで、第242条第4項、第5項及び第9項、第13章、令第99条並びに第8章第3節の規定により監査委員が行う公表及び告示は、山口県報に登載することによって行うものとする。

（その他）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山口県監査委員条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後に提出される監査の結果に関する報告について適用する。

附 則（平成11年条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。（平成14年10月8日公布）

附 則（平成19年条例第6号）抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第18号）抄

この条例は、令和2年4月1日から施行する。